

令和4年

寒河江市農業委員会第5回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第5回総会

日 時 令和4年5月25日（水）午前9時00分
会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番	鈴木浩之	2番	土田彦雄	3番	渡辺裕之
4番	新宮しのぶ	5番	眞木早百合	6番	奥山浩二
7番	芳賀宏	8番	大泉孝彦	9番	影沢政俊
10番	後藤孝好	11番	氏家理香	12番	菊地ひとみ
13番	猪倉通文	14番	相原稔	15番	片桐道雄
16番	山田和義	17番	菅井孝一	18番	木村三紀

事務局

事務局 長	猪倉秀行	事務局 長 補 佐	芳賀豊彦
総務 主 査	菊地亮	農地 主 査	高橋昭光
農地 係 主 事	安達寛人		

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条1項但書き）
農地の用途変更について
- (4) 時効取得について

議事

- (1) 議第21号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第24号 寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について
- (5) 議第25号 農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願の審議について

(6) 議第26号 農用地利用集積計画書の審議について

(7) 議第27号 令和4年度最適化活動等の目標の設定について

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（農地係主事） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第 2 1 号から議第 2 7 号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第 2 1 号 農地法第 3 条の規定による許可処分について
- (2) 議第 2 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第 2 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第 2 4 号 寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について
- (5) 議第 2 5 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格者証明願の審議について
- (6) 議第 2 6 号 農用地利用集積計画書の審議について
- (7) 議第 2 7 号 令和 4 年度最適化活動等の目標の設定について

以上、議第 2 1 号から議第 2 7 号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

去る 5 月 1 8 日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員による調査結果報告に基づく審査と、現地調査とし

て、寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る案件3件を審査しました。

議第24号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」、いずれも集団的に存在する一団の農用地区域を分断するものではなく、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないことから、計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。

その他申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。審査時間は30分程度としまして、9時40分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時08分

再開 午前 9時37分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第21号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、西根・三泉地区、土田委員、お願いします。

土田委員

はい、議長。2番、土田です。

議第21号の農地法第3条の規定による許可処分についてです。

8 ページをお開きください。

(議案書順位 30 番朗読)

場所につきましては地図にありますとおり、寒河江川の西根側の堤防の南側になります。周りが全部畑で、場所がわかりづらいですが、昔の西根のぶどう団地の一角にありまして現在ナスなど野菜を作付しており、若い方で農業に意欲を持って取り組んでいるようでしたのでなんら問題ないと見てきました。続きまして9ページです。

(議案書順位 31 番朗読)

場所は西根のマックスバリュの前の通りを陵東中学校に抜ける内回りバイパス沿いです。市道用地の代替地として農地での利用ということでなんら問題ないと見てきました。続きまして順位 32 番。

(議案書順位 32 番朗読)

場所につきましては、地図のとおり樹園地に囲まれており周りには目立った建物がなく、譲受人の農地と隣接しており、経営規模の拡大とのことで何ら問題ないだろうということで判断してまいりました。いずれの案件も5月15日に芳賀委員、鈴木委員、斎藤推進委員と現地調査をして参りました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員

はい、議長。13番、猪倉です。

8ページをご覧ください。順位26番です。

(議案書順位26番朗読)

この件につきまして、5月14日に影沢委員、川越推進委員と現地確認してきました。場所はチェリーランドの東側と道路向かいの2か所になります。この案件は、借人の名義変更になります。姉が借りていたものを弟が借りるということでそのまま農地として利用するので問題ないと見てきました。

地区審査でも異議ありませんでした。続いて順位27、28、29番です。貸人が同一のため、あわせて説明します。

(議案書順位27、28、29番朗読)

この件につきまして、5月14日に影沢委員、鬼海推進委員と現地確認してきました。場所は、27番が日和田と箕輪の境目あたりになります。28番が国道287号のガソリンスタンドの東側になります。29番は、28番の場所から東へ70メートルほど行ったところになります。もともと貸人の親戚が耕作していたのですが、労力不足によりほかの人をお願いしたいということで借人変更になります。新しい借人はすべて近くに住む農家でそのまま耕作できるということでなんら問題ないと見てきました。すべての案件について地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位 26 番から順位 32 番までの案件につきまして、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、採決します。

議第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第 21 号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第 22 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。
寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。

渡辺委員 はい、議長。3 番、渡辺です。

議第 22 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」

11 ページをお開きください。

(議案書順位4番朗読)

場所は元のグランデールの斜め向かいになります。周りは全部住宅街で、駐車場用敷地として転用になんら問題ないと見てきました。地区審査及び事前審査会でも問題ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査)

はい、議長。

順位4番は貸駐車場のための転用申請です。当該地は、都市計画区域の用途地域にある農地で、第3種農地に該当します。立地基準について、第3種農地は原則許可であり、一般基準についても、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第 2 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第 2 2 号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第 2 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。
西根・三泉地区、土田委員、お願いします。

土田委員 はい、議長。2 番、土田です。
議第 2 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」
1 3 ページをお願いします。

(議案書順位 1 2 番朗読)

場所ですが、日田五反の東門の北側になります。現地ではすでにアスファルト舗装されており違反転用状態になっており、今回はいわゆる追認という形になります。現場の状況からやむを得ずということです。5 月 1 5 日に芳賀委員、鈴木委員、斎藤推進委員と現地を見てきました。地区審査でも仕方なくということで意義はありませんでした。この件について一言申し添えますと、違反転用状態の農地について、指摘されて申請し、追認にはなりますが違反転用が解消されることもありますので、農地常任委員会で農地パトロールについ

て検討をしていきたいと思っています。以上です。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位12番は、中古自動車販売業者の自動車置場のための転用申請です。当該地は第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地に該当します。土地選定理由書によれば、当該地以外に適地は見つからず代替性のないことが認められますので、立地基準を満たすものと考えます。一般基準についても、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第23号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第24号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。
西根・三泉地区、土田委員、お願いします。

土田委員 はい、議長。2番、土田です。
議第24号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」
15ページをお開きください。

(議案書順位1番朗読)

場所は三泉の住吉屋食品の東側にあります。以前から三泉観光さくらんぼ組合の駐車場として利用されてきました。先ほどの5条申請の話と同じような形で農振地域の除外をせず使用していたところですが、現状では仕方ないと見てきました。事前審査会でも現地を確認しており、地区審査でも異議はありませんでした。

続きまして順位2番。

(議案書順位2番朗読)

こちら事前審査会で現地を確認しています。申し出事由の通りであれば、なんら問題はないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員

はい、議長。13番、猪倉です。

16ページをご覧ください。順位3番です。

(議案書順位3番朗読)

こちら、事前審査会で現地を確認してまいりました。場所は、隣の土地を現在計画者が利用しており、一体的な利用ができることからなんら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございます。

事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位1番は、字下河原に所在する農地です。目的は、観光さくらんぼ園の観光客用駐車場です。昭和51年頃より、必要な手続きを経ずアスファルトを敷設して駐車場として使用してきました。このたび必要な手続きを経ていないことが判明し、追認の申し出を行うものです。45年以上駐車場として使用してきた事実から、現状のまま駐車場として使用を継続しても、農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

順位2番は、大字日田字中向に所在する農地です。目的は、廃棄物保管場所及び駐車場で、既存施設に隣接して計画されております。申出者は、昨今の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理需要の増加に応じて事業拡大するため、既存施設の敷地

を拡張する必要性が生じたことから、当該農地について農用地区域から除外を申請するものです。

順位3番は、大字八楯字南に所在する農地です。目的は、倉庫兼業務車両置場で、既存施設に隣接して計画されております。申出者は家族葬や非対面式葬祭など、葬祭需要の変化に対応するため、全体の土地利用計画を見直した結果、既存施設の敷地を拡張する必要性が生じたことから、当該農地について農用地区域から除外を申請するものです。

順位1番から順位3番までいずれについても、一団の農地を分断するものではないので、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはなく、また農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に定める要件を満たすため、問題はないと考えます。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第24号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第24号は、原案のとおり決定しま

した。

木村議長

次に、議第25号「農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。

渡辺委員

はい、議長。3番、渡辺です。

議第25号「農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願の審議について」18ページです。

(議案書順位1番朗読)

14日、片桐委員、小野推進委員と現地を確認してきました。この土地は道路についていなく、ここに行くには申請人の農地を通らなければならず、申請人が買わないと誰も使えないという状況になるため、申請人の経営規模の拡大ということでなんら問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局より説明をお願いします。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位1番の農業者は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、証明の要件を満たしていると考えます。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事

務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第25号「農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第25号は、原案のとおり決定しました。

木村議長

次に、議第26号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。

渡辺委員

はい、議長。3番、渡辺です。

議第26号「農用地利用集積計画書の審議について」、21ページ、22ページになります。

(議案書朗読)

こちらの土地は耕作放棄地になっていましたが、解消されるため問題ないと判断しました。

集計表をご覧ください。30ページです。寒河江地区22筆、田が1.76ヘクタール、畑が0.60ヘクタール、樹

園地0.27ヘクタールで、計2.64ヘクタールになります。南部地区17筆、畑が1.27ヘクタールで、計1.27ヘクタールになります。

いずれの農地も農用地区域内で、地区審査会では異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、土田委員、お願いします。

土田委員

はい、議長。2番、土田です。

(議案書朗読)

続いて、集計表をご覧ください。

西根地区34筆、田が1.60ヘクタール、畑が1.18ヘクタール、樹園地0.52ヘクタールで、計3.30ヘクタールになります。三泉地区4筆、田が0.81ヘクタール、樹園地0.06ヘクタールで計0.86ヘクタールになります。いずれの農地も農用地区域内で、担い手に貸し出されますので地区審査会では異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

(議案書朗読)

続いて、集計表をご覧ください。

柴橋地区39筆、田が3.09ヘクタール、畑が0.38ヘクタール、樹園地1.11ヘクタールで、計4.58ヘクタールになります。いずれの農地も農用地区域内で、担い手に貸し出されますので地区審査会では異議ございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員

はい、議長。13番、猪倉です。

(議案書朗読)

続いて、集計表をご覧ください。

高松地区12筆、田が3.43ヘクタール、樹園地0.14ヘクタールで、計3.57ヘクタールになります。醍醐地区3筆、田が0.60ヘクタールで計0.60ヘクタールになります。いずれの農地も農用地区域内で、担い手に貸し出されますので地区審査会では異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第26号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第26号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第27号「令和4年度最適化活動等の目標の設定について」、事務局より説明をお願いします。事務局。

事務局（局長補佐） はい、議長。

議第27号「令和4年度最適化活動等の目標の設定について」説明いたします。委員の皆様にお配りしました別紙様式1をご覧ください。本市農業委員会におきましては令和4年2月2日付農林水産省経営局長の通知に沿いまして、農地利用の最適化の強化について、新たな最適化の目標の設定につきまして検討を進めてまいりました。最適化活動の目標につきましては先に議案として送付してありますことから、この度は大きく変更しました、農地の集積目標を中心に成果目標及び活動目標、地区ごとの目標設定につきまして説明いたし

ます。最初に農地の集積についてであります。県側から農林水産省経営局長通知に基づきまして、市町村の指針、本市におきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する指針となりますが、この指針に定める農地の集積率が80パーセント未満の場合、県が定めた目標とすることとされておりました。本市の場合、指針に定めた農地の集積率が、令和5年3月時点において67パーセントを目標としていることから、県目標であります令和5年度末に90パーセントとの目標を設定しました。しかしながら、この目標は、実際の集積率から相当な乖離があることから、本市を含めた多くの農業委員会から意見が出されておりましたが、5月24日に県農業会議から令和5年度の目標の設定については80パーセント以上とすることのほか、令和4年度の目標についても具体的な農地集積の目標のあり方が示されまして、80パーセントとすることを原則としながらもこれを下回る集積率を認めることなどが具体的に示されたことに伴いまして、農地の集積率を新たにお配りしました別紙様式1において提案いたしております。修正点であります。当該資料の2ページ目です。ローマ数字のⅡ最適化活動の目標の1最適化活動の成果目標(1)農地の集積の②の目標です。農地の集積の目標年度、令和5年度の集積率90パーセントから80パーセントへ、今年度末の集積率を67パーセントから57パーセントへ修正しております。これに伴いまして、集積される面積についても逡減しております。また、これらの修正のほか、地区ごとの農地の集積の目安についても、担い手等の実績を基に修正をしております。こちらについては資料1、令和4年度農業委員会による最適化活動等の成果目標の検討の1ページ目、エ令和4年度集積規模に取りまとめています。先ほど協議いただいたと思いますが、地区ごとの目標の設定にあたりましての参考として提示しています。最適化活動の成果目標であ

る、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進につきましては、地区ごとに目標を設定いただきまして取り組んでいただくこととなります。地区ごとの目標となる面積の合計が別紙様式1の令和4年度最適化活動の目標の設定等に示しました令和4年度の新目標面積を下回らないようにとされており、このほか遊休農地の解消、新規参入の促進につきましては、修正はございません。地区ごとの目標の目安については先ほどと同じく資料1令和4年度農業委員会による最適化活動等の成果目標の検討の2、3ページに示しております。この2つの成果目標については、地区ごとの活動とされることを踏まえ、5地区による取りまとめを加えております。後に地区ごとの目標を決定される際には、地区ごとの合計が全体の合計を下回らないようにこの数値を参考にさせていただき、ようお願いします。また、これらの数値につきましてご相談がある場合は事務局までご連絡をお願いします。委員の皆様個人の目標のあり方についても国通知によりまして、翌年度の5月末までに行われる点検と評価の際に必要なとされることから担当する地域や人数によりまして按分するなど具体的な方法を検討のうえ決定いただきますようお願いいたします。活動目標に係る事項につきましては特に修正はございません。後に次第4のその他におきまして、強化月間の取り組みについて触れさせていただきます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、質問等のある方は挙手をお願いします。

奥山委員。

奥山委員

単純な質問ですが、委員個人の目標と、地区委員全体の目標を設定するということですか。

事務局（局長補佐） 国通知におきまして、推進委員含めて個人の活動状況を確認するとされています。例えば白岩地区ですと幸生、田代、白岩とエリアありますが、面積や人数などで按分するとかして個人ごとの目標も定めておくこととされています。

奥山委員 その個人の目標はどこに書くのですか。

事務局（局長補佐） 以前お配りしています別紙様式3の下欄の方に記入箇所が設けられております。

木村議長 これ、今月末まで設定は難しいですね。来月でも大丈夫ですか。

事務局（局長補佐） はい、来月総会時でお願いします。

木村議長 ほかに、質問はありませんか。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、採決します。

議第27号「令和4年度最適化活動等の目標の設定について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第27号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 これで、本日上程された議案については全て議決されました。

た。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦勞
さまでした。

閉会 午前10時40分

令和4年5月25日

第5回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 9番委員 影沢政俊

議事録署名委員 11番委員 氏家理香